

障害年金における初診日証明方法の周知について

**令和3年3月
厚生労働省年金局事業管理課**

障害年金における初診日証明方法の周知について

- 障害年金では、障害の原因となる傷病が発生する前に、年金保険料を一定期間納付していること等を支給要件としていることから、傷病の初診日を特定するために、初診日証明書類の提出を求めています。
- この障害年金における初診日の確認は、通常、初診時の医療機関の証明により行いますが、過去に遡及して障害年金を請求する場合などは、初診時の医療機関の証明を得ることが難しい場合があります。
このような場合に対応できるよう、初診日証明に係る運用の柔軟化を図っており、第三者証明書類と初診日についての参考資料を提出し、初診日を合理的に推定できる場合は、初診日認定を行えることとしているところです。
- 一方、こうした初診日証明に係る運用の柔軟化については、障害年金請求者に十分知られておらず、障害年金の円滑な請求につながっていない場合があることから、以下の事項の実施にご協力いただけるよう、管内市区町村に対して周知をお願いいたします。

【市区町村において実施いただきたい事項】

各市区町村の国民年金所管部局及び障害福祉所管部局の窓口にて、障害年金の初診日証明方法の周知に係る広報用チラシ（次ページ）を備え付け、障害年金の請求を検討されている住民に対して、チラシの配布や年金事務所・市区町村の国民年金所管部局へのご案内等を行っていただくこと。

【留意事項】

広報用チラシ（次ページ）は、日本年金機構ホームページの以下のURLに掲載したものを印刷する形で活用いただきたいこと。また、白黒印刷で活用していただき差し支えないこと。なお、広報用チラシは、管内年金事務所から提供することも可能なため、希望する場合は、管内年金事務所に連絡を行っていただきたいこと。

（トップページ > 年金の制度・手続き > パンフレット > 年金の給付に関するもの（障害年金関係））

<https://www.nenkin.go.jp/service/pamphlet/kyufu.files/02-09.pdf>

広報用チラシ（障害年金の初診日証明方法について）

【チラシ表面】

初診日の確認

- 初診日の確認は、初診時の医療機関の証明により行います。
- 初診時の医療機関の証明が添付できない場合であっても、初診日を合理的に推定できるような一定の書類により、本人が申し立てた日を初診日と確認することができます。

初診時の医療機関による証明がない場合の取扱い

第三者が証明できる場合

隣人、友人、民生委員などの第三者が見たり聞いたりした初診日の頃の受診状況を証明できる場合は、この第三者証明書類と本人申立ての初診日についての参考資料により、本人の申し立てた初診日を確認します。

第三者証明書類 + 本人申立ての初診日についての参考資料 が必要です。

※原則として、複数の第三者による証明が必要

初診日が一定の期間内にあると確認できる場合

参考資料により初診日が一定の期間内にあると確認された場合で、この期間について継続して障害年金を受けるための保険料納付要件を満たしているときは、一定の期間の始期と終期を示す参考資料及び本人申立ての初診日についての参考資料により、審査の上、本人の申し立てた初診日を確認します。

（具体例）一定の期間内に、異なる年金制度に加入している場合（例：国民年金と厚生年金）



一定の期間の始期と終期を示す参考資料 + 本人申立ての初診日についての参考資料 が必要です。

- 本人申立ての初診日についての参考資料の例
身体障害者手帳等の申請時の診断書、生命保険・損害保険・労災保険の給付申請時の診断書、交通事故証明書、インフォームド・コンセントによる医療情報サマリー、健康保険の給付記録
- 一定の期間の始期に関する参考資料の例
就職時に提出した診断書、人間ドックの結果（発病していないことが確認できる資料）、職場の人間関係が起因となった精神疾患であることを明らかにする医学的資料及び就職の時期を証明する資料
- 一定の期間の終期に関する参考資料の例
2番目以降に受診した医療機関による証明、障害者手帳の交付時期に関する資料

【チラシ裏面】

20歳前に初診日がある方へ

初診日を証明する手続きを簡素化できます

次の（1）及び（2）を満たしている場合には、初診日を具体的に特定しなくとも、審査の上、本人の申し立てた初診日が認められます。

（1）**2番目以降に受診した医療機関の受診日から、障害認定日が20歳到達日以前であることが確認できる場合** ※以下の①又は②が該当します。

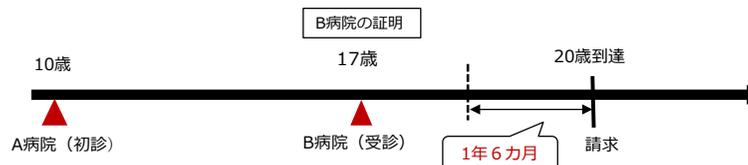
- ① 2番目以降に受診した医療機関の受診日が、18歳6カ月前である場合
障害認定日は原則として初診日から1年6カ月をすぎた日となるため、2番目以降の医療機関の受診日が18歳6カ月前にあることが必要です。
- ② 2番目以降に受診した医療機関の受診日が18歳6カ月～20歳到達日以前にあり、20歳到達日以前に、その障害の原因となった病気やけがが治った場合（症状が固定した場合）
症状が固定した日が障害認定日となるため、2番目以降に受診した医療機関の受診日が18歳6カ月より後であってもかまいません。

（2）**その受診日前に厚生年金の加入期間がない場合**

（具体例）

初診が10歳時のA病院の場合でも、17歳で受診したB病院の証明がある場合、障害認定日は20歳到達日以前であることが確認できるため、A病院の証明は不要です。

（B病院の受診前に厚生年金加入期間がない場合）



「病歴・就労状況等申立書」の記入も簡素化できます（令和2年10月～）

20歳前に初診日がある方のうち、以下の①・②に該当する場合は、「病歴・就労状況等申立書」の病歴状況の記入を簡素化できます。

- ① 生来性の知的障害の場合は、特に大きな変化が生じた場合を中心に、出生時から現在までの状況を一括してまとめて記入することが可能です。
- ② 上記の初診日証明手続きの簡素化を行った場合は、発病から証明書発行医療機関（上記例ではB病院）の受診日までの経過を一括してまとめて記入することが可能です。
※ なお、証明書発行医療機関（上記例ではB病院）の受診日以降の経過は、通常どおり、受診医療機関等ごとに、各欄に記載を行う必要があります。